

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 原島 貴男

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6315200430		6S2G1CL0136 0001								
品名 または 件名										
通信専用線の使用（I W A N 1 0 0 M）（那覇駐屯地～沖縄各米軍キャンプ） 開設工 事 ほか2件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
那覇駐屯地、キンザー、コートニー、ハンセン										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
システム通信課 渡邊事務官（2 6 5 9）				令和8年8月24日（月）～令和9年3月31日（水）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班、西部方面会計隊本部ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月10日（月）9時00分 陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 令和7・8・9年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」で、「役務の提供」のD級以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
- 契約担当官等から取引停止の措置をうけている期間中の者でないこと。
- 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等に該当しない者であること。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

8 公告の提示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）

9 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- 入札参加資格のない者のした入札
- 入札条件に違反した入札
- 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

- (4) 電話・電報・FAX による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 契約書等の作成の要否

- (1) 落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊標準契約書の様式により、遅滞なく作成し提出。
- (2) 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

12 落札決定方法

- (1) 単価（税抜）における予定総価（予定数量×単価）をもって判断し、当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、再度入札を実施する。
- (3) 同価入札の場合は抽選により決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 その他（必ずお読みください）

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 市価調査書は、令和8年8月5日（水）12時までに提出すること。（FAX可）
- (3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年8月5日（水）12時までに提出すること。（FAX可）
- (4) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年8月7日（金）17時までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。
【必読】担当者（藤嶋）に郵送した旨を必ず電話連絡すること。（地震の影響で郵便状況が乱れているため）
- (5) 入札書が代表者の代理の場合は、入札開始までに「委任状」を提出すること。
- (6) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (7) 初度入札において不調となった場合、再度入札の時期等については別途連絡する。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 第1契約班 担当：藤嶋

TEL 096-368-5111（内線）4436

FAX 096-368-3579（直通）

仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 システム通信課 担当：渡邊

TEL 096-368-5111（内線）2659

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
通信専用線の使用（I WAN 100M）（那覇駐屯地～沖縄各米軍キャンプ）	防衛大臣承認	
	作 成	令和8年7月6日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部 システム通信課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面総監部において調達する光データ回線の契約として使用することについて規定する。

2 調達品の規格等

契約内容等は、それぞれ以下のような状態にあること。

2.1 提供場所および数量

提供場所および数量は表1によるものとする。

表1－提供場所及び数量

提供場所	数量
沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊 那覇駐屯地	1
沖縄県浦添市屋富祖 キャンプ・キンザー	1
沖縄県うるま市天願 キャンプ・コートニー	1
沖縄県国頭郡金城町金城 キャンプ・ハンセン	1

2.2 契約内容

2.2.1 サービス内容

現在、NTT西日本株式会社において提供されている以下のサービスが提供できる状態にあること。

a) 回線種別

現在、NTT西日本株式会社等と同様の回線である表2に示すサービスと同等以上の品質提供が可能であること。

表2－回線種別

品名	通信回線	製品名
光回線	I WAN 100M	I n t e r c o n n e c t e d W A N (I WAN)

b) 通信品質

現在、NTT西日本株式会社が提供する光データ通信サービスと同等以上の品質を確保できること。

c) 通信対象

光通信を利用した音声・データ通信が可能であること。

d) 割引サービス

契約の終期以降継続して契約することを前提とした割引サービス及び期間を限定したサービスは認めない。

e) 請 求

請求書は、回線ごとに請求金額の内訳（固定料金、工事費等）を記載した請求書であること。

f) その他

- 1) 費用には、初期費用、宅内付託工事等の各種工事及び終端装置等の費用を含むものとする。
- 2) 本装置の設置及び設定については契約業者とする。
- 3) 受注者は速やかに導入スケジュールを提供すること。
- 4) 導入にかかる申請などの手続きについては、受注者において実施すること。
- 5) 作業実施にあたっては、設備及びその他の物品に損害を与えないよう細心の注意を払うこととする。
設備及びその他の物品に損害を与えた場合は、速やかに発注者に通報し、受注者の負担により修復するものとする。
- 6) 回線障害時、24時間365日対応可能な障害受付窓口（音声受付可）を有していること。
- 7) 回線・機器障害等が生じた場合、発注者の要求により受注者は速やかに技術者を派遣し、正常な状態に回復させること。
- 8) 契約期間中に故障・不具合等が生じた場合には、受注者が速やかに原因を特定し、復旧しなければならない。当該故障・不具合によって生じた一切の費用は受注者が負担するものとする。

2.2.2 借り上げ期間等

a) 工事等期間

事前の調査、工事等を令和8年8月21日までに終了し提供できること。

b) 利用期間

令和8年8月24日～令和9年3月31日

3 品質保証

納入する装置は、光通信を使用した音声・データの伝送試験を終了したものとする。

4 検 査

検査は、本仕様書に基づき契約担当官が指名する者により契約状況の確認を実施する。

5 協議事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6 その他の指示

保全に関し、契約業者は官側の指示に従うものとする。